

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和3年7月20日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 大塚 英司  
(公印省略)

### 1 業務概要

- (1) 業務の名称 通信工事における労務費等実態調査解析業務
- (2) 業務内容 通信技術者労務単価の解析・検討  
歩掛の調査解析・検討  
共通費の解析・検討
- (3) 履行期限 令和4年3月31日
- (4) その他 本業務は、紙による見積合わせ (以下「紙見積合わせ方式」という。)により実施する。

### 2 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 技術提案書の提出者に要求される資格
  - ア 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。) 第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - イ 防衛省における令和3年・令和4年度の一般競争 (指名競争) 参加資格 (以下「防衛省競争参加資格」という。) のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント (土木)、(建築)、(電気)、(機械)、(通信) のいずれかに係る」に係る「A」の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
  - ウ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (イの再度級別の格付を受けた者を除く。) でないこと。
  - エ 参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について (防整施 (事) 第150号。28.3.31) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - オ 同種又は類似業務の実績

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有するもの。

キ 競争に参加しようとする者の間に、建設工事との発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和2年3月17日）別紙の1入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第5条第2項の規定に抵触するものではない。

ク 防衛省本省（旧装備施設本部含む。）が発注した業務のうち、令和元・2年度までに完了又は引渡しが完了した業務の実績がある場合には、業務成績評価点合計の平均が65点以上であること。

ケ 配置予定管理技術者は、公示日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係があること。

コ 配置予定管理技術者の資格

サ 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験

シ 配置予定管理技術者の公示日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が4億円未満かつ10件未満であること。

ただし、公示日現在の手持ち業務に防衛省本省（旧装備施設本部含む。）と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

ス 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

セ 業務実施体制の妥当性

業務の分担について、以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。

① 再委託の内容が、主たる部分の場合

② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合

③ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省大臣官房会計課契約係 上田

TEL 03-3268-3111 (内線20823)

FAX 03-5229-2138

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和3年7月20日から令和3年8月4日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前9時から午後6時15分まで。

イ 交付場所 防衛省大臣官房会計課  
東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）

ウ 交付方法 すべて、紙媒体で行う。

(3) 参加表明書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年8月4日午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和3年9月3日午後6時15分

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送等する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行日比谷代理店）。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 技術提案書のヒアリングを行う。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 上記2(1)イに掲げる級別の格付を受けていない者も上記3(3)の参加表明書を提出することはできるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

(8) 詳細は説明書による。